

告 示

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十八日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
蓮 田 市	平成二十七年九月一日 及び同月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	蓮田市役所駐車場
白 岡 市	平成二十七年九月三日 及び同月四日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	白岡市役所
羽 生 市	平成二十七年九月八日 から同月十日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	羽生市民プラザ
行 田 市	平成二十七年九月十五 日から同月十八日まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	行田市役所
北 本 市	平成二十七年九月二十 四日及び同月二十五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	北本市役所
幸 手 市	平成二十七年九月二十 九日及び同月三十日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	幸手市役所来庁者 駐車場

桶川市						久喜市		伊奈町		宮代町									
七日	平成二十七年十月二十	六日	平成二十七年十月二十	二日	平成二十七年十月二十	一日	平成二十七年十月二十	日	平成二十七年十月十九	日	平成二十七年十月十六	日	平成二十七年十月十五	日	平成二十七年十月十四	日	平成二十七年十月十三		
から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時	から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時		
	桶川サンアリーナ		桶川市老人福祉センター		農村センター		花みずき会館		清久コミュニティセンター		あやめ公園		栗橋文化会館		鷺宮公民館		伊奈町役場駐車場		宮代町役場

杉戸町	加須市	桶川市	久喜市	伊奈町	宮代町	幸手市	北本市		杉戸町			加須市		
			日	平成二十七年十一月十日	七日	平成二十七年十一月十日	六日	平成二十七年十一月十日	一日	平成二十七年十一月十日	日	平成二十七年十一月九日	日	平成二十七年十一月六日まで
			午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
			久喜市農村センター	深輪産業団地地区センター		杉戸町役場		加須市大利根総合支所駐車場		加須市北川辺総合支所駐車場		加須市騎西総合支所駐車場		加須市民体育館駐車場